

<p>件名</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程</p>
<p>内容概要</p>	<p>1. 規程制定の必要性 表記の件について、平成30年12月11日に総務省行政局行政支援室から各所管課宛に「日EU経済連携協定発効に伴う地方独立行政法人への影響について」の通知があった。</p> <p>通知によると、平成31年2月1日に政府調達に関する協定を改正する議定書及び日EU経済連携協定（以下「改正議定書等」という。）が発効し、一定の規模以上の契約については、地方独立行政法人にも議定書が適用されることとなることから、新たな規程を整備する必要がある。</p> <p>なお、新たな規程を整備するに当たっては、総務省が示したモデル案を参考にした。</p> <p>2. 規程の内容</p> <p>第1条：趣旨 第2条：定義 第3条：規程の適用範囲 第4条：参加の条件 過去の実績を自国の領域に限定することはできない 第5条：第1項 一般競争入札の参加資格は、県の入札参加資格を有することとした 第2項 一般競争入札の各年度の公告（第2項） 第3項 指名競争入札の参加資格は、県の入札参加資格を有することとした 第4項 指名競争入札の各年度の公告 第5項 指名競争入札の資格を有する者の名簿の備付 第6条：一般競争入札の公告時期 第7条：一般競争入札の公告事項及び英・仏・スペイン語のいずれかでの公告 第8条：指名競争入札の公告事項及び英・仏・スペイン語のいずれかでの公告 （政府調達に関する協定を改正する議定書第7条（3）で世界貿易機関のいずれかの公用語で公示することとされている。） 第9条：郵便等による入札 第10条：入札説明書の交付 第11条：落札 第12条：随意契約を行うことのできる契約 第13条：落札者を決定したことの通知及び公示 第14条：一般競争又は指名競争に関する記録を3年間保管することとした 第15条：随意契約に関する記録を3年間保管することとした。 第16条：苦情処理 第17条：手続きに関する病院機構契約事務取扱規程の準用</p>

3. 対象となる契約金額の基準

- (1) 建設工事：22億9千万円
- (2) 建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
2億2千万円
- (3) 物品等の調達契約：3千万円
- (4) 上記以外のサービスの調達契約（協定書に記載されている上記以外の契約）
3千万円

※改正議定書等により、病院機構で対象となるサービスの調達契約

- ① 情報・電子カルテシステム調達契約（同付表5 84 電子計算機サービス）
- ② 情報・電子カルテシステム保守契約
（同付表5 84 電子計算機サービスの関連サービス）
- ③ 清掃委託業務（改正議定書 附属書1 付表5 874 建築物の清掃サービス）
- ④ 廃棄物収集・運搬処理業務（同付表5 94 汚水及び廃棄物の処理）

一方改正議定書等により対象外とされている業務

- ・特殊検査業務委託
- ・守衛及び電話交換業務委託
- ・設備運転管理業務委託
- ・EV 設備保守点検業務
- ・医療機器保守点検業務、
- ・給食業務
- ・物流管理業務委託医療事務業務
- ・ドクターヘリ運航業務委託

特
記
事
項

平成31年3月19日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）対照表

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）</u>の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、<u>病院機構の調達手続の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等 	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、<u>〇〇〇〇（機関名）</u>の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、<u>必要事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス又は同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活 	<p>第1条 機関名を追加</p> <p>第2条 定義規定のため変更なし</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。</p> <p>四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第3条 この規程は、<u>病院機構</u>の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約）にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買入られるとした場合の予定価格）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。</p>	<p>用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。</p> <p>四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第3条 この規程は、<u>〇〇〇〇（機関名）</u>の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約）にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は予定賃借料の総額に見積残存価額（借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買入られるとした場合の予定価格）を加えて得た額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。</p>	<p>第3条 機関名追加</p>
<p>物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）</p>	<p>モデル案</p>	<p>備考（条項は規程案）</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程 (案)	モデル案	備考 (条項は規程案)
<p>物品等の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち前二号以外の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p>	<p>物品等の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p> <p>特定役務のうち前二号以外の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額</p>	<p>1号：物品の調達</p> <p>2号：建設工事</p> <p>3号：特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</p> <p>4号：第2号、第3号以外の調達契約</p> <p>2項：単価契約の取扱</p>
<p>前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合においては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。</p>	<p>前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合においては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。</p>	<p>第4条：主語を定義</p> <p>自国内の経験に限定することは議定書上認められない</p>
<p>理事長、院長、事務局長又はその委任を受けた職員（以下「契約責任者等」という。）は、</p>	<p>（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、</p>	<p>第4条 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、</p>
<p>調達を要求することができ、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</p>	<p>調達を要求することができ、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</p>	<p>調達を要求することができ、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項）は規程案
<p>(競争参加者の資格)</p> <p>第5条 病院機構の一般競争入札に参加しようとする者は、<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構事務取扱規程</u>（以下「<u>契約事務取扱規程</u>」という。）第3条に規定する資格を有しなければならない。</p>	<p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第5条 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、<u>特定調達契約の締結が見込まれるときは、○○○○（機関名）会計規程第○○条（一般競争参加者の資格を定めた条文を引用）の規定による審査については、随時に、しなければならない。</u></p>	<p>第5条：入札参加資格登録者は山梨県の入札参加資格登録を必要としている。（静岡県立病院機構も同様の条件を付与。）</p>
<p>(削除)</p> <p>2 契約責任者等は、一般競争入札により</p>	<p>2 供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、<u>供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。</u></p> <p>3 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、○○○○（機関名）<u>会計規程第○○条（一般競争参加者の資格を定めた条文を引用）の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに○○○○（機関名）会計規程第○○条（当該条文を引用）に規定する申請の時期及び方法等について、公示しなければならない。</u></p>	<p>第2項：供給登録制度：国の全庁統一資格のこと（法人独自の入札参加資格制度は設ける予定はないため削除）</p> <p>第2項：主語変更</p> <p>・引用規程明記</p> <p>・年度当初に一括して計上するのはなく、予定が分かった都度、年度ごとに公示する運用とする。県では政府調達の公示していない。県では文末を「するものとする。」とすることで、義務規定より緩やかとした。</p>
<p>当該特定調達契約の締結が見込まれるときは、次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>一 調達する物品等又は特定役務の種類</p> <p>二 当該入札に参加するために必要な資格</p> <p>三 申請の時期及び方法等</p> <p>四 契約事務取扱規程第4条第2項及び第3項に規定する資格を定めた場合にはその資格</p> <p>3 病院機構の指名競争入札に参加しようとする者は、<u>契約事務取扱規程第16条で準用する第3条に規定する資格を有しなければならない。</u></p>	<p>4 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、○○○○（機関名）<u>会計規程第○○条（指名競争参加者の資格を定めた条文を引用）の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定めら</u></p>	<p>第3項：主語変更</p> <p>県では法人の入札参加資格の登録を随時行っている（行政経営管理課確認済み）ので、県への登録を待つ</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 契約責任者等は、指名競争入札により</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 特定調達契約の締結が見込まれるときは、</p> <p>当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>一 調達する物品等又は特定役務の種類</p> <p>二 当該入札に参加するために必要な資格</p> <p>三 申請の時期及び方法等</p> <p>四 契約事務取扱規程第16条で準用する同規程第4条第2項及び第3項に規定する資格を定めた場合にはその資格</p> <p>（削除）</p>	<p>_____ 特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待つて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>5 〇〇〇〇（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（指名競争参加者の資格を定めた条項を引用）の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（当該条項を引用）に規定する申請の時期及び方法等について、公示をしなければならぬ。</p> <p>6 〇〇〇〇（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、第3項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none">一 調達する物品等又は特定役務の種類二 〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（一般競争の資格を定めた条項を引用）又は第〇〇条（指名競争の資格を定めた条項を引用）に規定する資格の有効期限及び当該機関の更新手続7 〇〇〇〇（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、特定調達	<p>て審査を行うこととした</p> <ul style="list-style-type: none">・第4項：第2項と同様 <ul style="list-style-type: none">・モデル第6項：第2項及び第4項で規定したため改めて規定しない <ul style="list-style-type: none">・第5項 県の入札参加資格を必須
<p>5 契約責任者等は、</p> <p>_____ 特定調達</p>		

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程 (案)	モデル案	備考 (条項は規程案)
<p>契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を備えるものとする。</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約責任者等は、<u>特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 (一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで) に公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</u></p> <p>2 契約責任者等は、<u>入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。</u></p> <p>(一般競争について公告をする事項)</p> <p>第7条 一般競争入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>二 入札に付する事項</p> <p>三 契約の内容を説明する日時及び場所</p> <p>三 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>四 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項</p> <p>五 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>六 一連の調達事項にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名</p>	<p>契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約を担当する職員は、<u>特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 (一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで) に公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</u></p> <p>2 契約を担当する職員は、<u>入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。</u></p> <p>(一般競争について公告をする事項)</p> <p>第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>二 競争入札に付する事項</p> <p>三 競争に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>三 契約条項を示す場所</p> <p>四 競争執行の場所及び日時</p> <p>五 入札保証金に関する事項</p> <p>六 一連の調達事項にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の</p>	<p>としたため「名簿を備える」とした。</p> <p>・第1項：主語の変更 日数の変更は不可</p> <p>2項：主語の変更</p> <p>第1項：会計事務取扱規程の公告事項をほぼ引用</p> <p>一連の調達事項についての記載を追加</p>
<p>物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程 (案)</p> <p>契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を備えるものとする。</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第6条 契約責任者等は、<u>特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前 (一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで) に公告をなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</u></p> <p>2 契約責任者等は、<u>入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。</u></p> <p>(一般競争について公告をする事項)</p> <p>第7条 一般競争入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>二 入札に付する事項</p> <p>三 契約の内容を説明する日時及び場所</p> <p>三 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>四 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項</p> <p>五 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>六 一連の調達事項にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名</p>	<p>としたため「名簿を備える」とした。</p> <p>・第1項：主語の変更 日数の変更は不可</p> <p>2項：主語の変更</p> <p>第1項：会計事務取扱規程の公告事項をほぼ引用</p> <p>一連の調達事項についての記載を追加</p>	<p>としたため「名簿を備える」とした。</p> <p>・第1項：主語の変更 日数の変更は不可</p> <p>2項：主語の変更</p> <p>第1項：会計事務取扱規程の公告事項をほぼ引用</p> <p>一連の調達事項についての記載を追加</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程(案)	モデル案	備考(条項は規程案)
<p>名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付</p> <p>七 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関する事項</p> <p>八 最低制限価格の有無</p> <p>九 前払金の有無</p> <p>十 その他必要な事項</p> <p>(削除)</p> <p>2 契約責任者等は、第1項の規定による公告において、当該入札を行おうとする病院、事務局の課の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。</p> <p>一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 入札の期日及び申請の時期</p> <p>三 契約を担当する事務局の課の名称</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第8条 契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとすときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項をのほか、契約事務取扱規程第16</p>	<p>名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付</p> <p>七 〇〇〇〇(機関名)会計規程第〇〇条(当該条文を引用)の規定による申請の時期及び場所</p> <p>八 第12条に規定する文書の交付に関する事項</p> <p>九 落札者の決定の方法</p> <p>2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。</p> <p>3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。</p> <p>一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 入札期日又は〇〇〇〇(機関名)会計規程第〇〇条(当該条文を引用)の規定による申請の時期</p> <p>三 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第8条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとすときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項の他、〇〇〇〇(機関名)会計規程</p>	<p>第1項の公告事項に含まれているため削除</p> <p>第2項：項ずれ、主語変更 職員の氏名は削除(氏名は不要と考えたため。)</p> <p>第3号：文言修正</p> <p>第8条：主語変更 指名競争入札を公示する必要があるかは、県行政経営管理課確認済。</p> <p>2項：後段は、契約事務取扱規程第</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>条で準用する同規程第4条第2項及び第3項に規定する資格を定めた場合にはその資格についても公示するものとする。</p> <p>3 前項の資格により指名される競争参加者に対しては、前条第1項に掲げる事項を</p> <p>一 公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項</p> <p>二 契約の手続において使用する言語</p>	<p>第〇〇条（当該条文を引用）の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。</p> <p>3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>一 一連の調達契約にあっては、前条第1項第六号に掲げる事項</p> <p>二 契約の手続において使用する言語</p>	<p>1 6条で準用する同規程第4条第2項及び第3項に該当するため、文言変更。</p> <p>第3項：同前（資格について規定）</p>
(削除)	<p>（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）</p> <p>第9条 〇〇〇〇（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による告示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（当該条文を引用）の規定による申請があったときは、速やかに、その者が〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（一般競争の資格を定めた条文を引用）又は〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（指名競争の資格を定めた条文を引用）規程第〇〇条（当該条文を引は、に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。</p> <p>2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、〇〇〇〇（機関名）会計規程第〇〇条（指名競争の資格を定めた条文を引用）に規定する資格</p>	<p>県の入札参加資格を用いるため規定しない</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>(郵便等による入札)</p> <p>第9条 契約責任者等は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>モデル案</p> <p>を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしている者と認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第8条第3項に規定する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時にあって、一般競争の場合にあっては第7条第1項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。</p> <p>4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。</p> <p>(郵便等による入札)</p> <p>第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。</p> <p>(技術仕様)</p> <p>第11条 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を</p>	<p>備考（条項は規程案）</p> <p>モデル案 第11条:グリーン購入を行っていないことから削除</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>(入札説明書の交付)</p> <p>第10条 契約責任者等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。</p> <p>一 第7条又は第8条第1項及び2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項</p> <p>二 調達をする物品等又は特定役務の使用その他の明細</p> <p>三 開札に立ち会う者に関する事項</p> <p>四 契約を担当する事務局の課の名称</p> <p>五 契約の手続において使用する言語</p> <p>六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項</p> <p>七 その他必要な事項</p>	<p>モデル案</p> <p>害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げる事項を確保しなければならない。</p> <p>一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。</p> <p>二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。</p> <p>2 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。</p> <p>(入札説明書の交付)</p> <p>第12条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。</p> <p>一 第7条又は第8条第2項 の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項は除く。）</p> <p>二 調達をする物品等又は特定役務の使用その他の明細</p> <p>三 開札に立ち会う者に関する事項</p> <p>四 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地</p> <p>五 契約の手続において使用する言語</p> <p>六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項</p> <p>七 その他必要な事項</p>	

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>(落札)</p> <p>第11条 契約責任者等は、他 の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第12条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>一 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。</p> <p>二 他の物品等をもって代替させることができなない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合にあって、当該調達の相手方が特定されているとき。</p> <p>三 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>四 病院機構 _____ の委託に基づき研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。</p> <p>五 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた</p>	<p>(落札)</p> <p>第13条 ○○○○（機関名）の長又はその委任を受けた職員は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第14条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>一 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。</p> <p>二 他の物品等をもって代替させることができなない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合にあって、当該調達の相手方が特定されているとき。</p> <p>三 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>四 ○○○○（機関名）の委託に基づき研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合。</p> <p>五 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた</p>	

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。</p>	<p>追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。</p>	
<p>六 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。</p>	<p>六 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施行される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第7条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。</p>	
<p>七 緊急の必要により競争に付することができない場合 八 事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき 九 不動産の買入れ又は借入れ、病院機構が必要とする物品の製造、</p>	<p>七 緊急の必要により競争に付することができない場合 八 事業協同組合、事業共同小組合若しくは共同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき</p>	

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程(案)	モデル案	備考(条項は規程案)
<p>修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い、その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとき</p> <p>土 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、病院機構が定める要件を満たす審査手続きにより、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。当該契約の性質又は目的が競争入札に適しないときに限る。</p> <p>2 前項各号に定める場合のほか、協定第1.5条及び改正協定第1.3条に該当するものとして理事長が特に必要と認めた場合には、随意契約によることができる。</p> <p>(落札者の決定に関する通知等)</p> <p>第1.3条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、<u>落札者とされなかった入札者からの請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、入札金額並びの当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</u></p> <p>2 契約責任者等は、<u>特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示しなければならぬ。</u></p> <p>一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 契約を担当する事務局の課の名称 <u>及び</u></p>	<p>(落札者の決定に関する通知等)</p> <p>第1.5条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、<u>落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。</u>この場合において、落札者とされなかった入札者からの請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。</p> <p>2 契約を担当する職員は、<u>特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公示しなければならぬ。</u></p> <p>一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量</p> <p>二 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部署の名称及び</p>	<p>第9号:地方公共団体の政府調達に関する政令では、第10号に規定した設計契約しか「その性質又は目的が競争入札に適しない」としていない。(プロポーザル契約も同様。)このため、9号を設け、プロポーザルの余地を残した。</p> <p>第2項:随意契約についての規程を追加し、随意契約の余地を残した。(国立病院機構を参考)</p> <p>第1.3条 県規則の記載に合わせる(すべて通知することはしない。)</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程（案）	モデル案	備考（条項は規程案）
<p>所在地</p> <p>三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日</p> <p>四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>五 落札金額又は随意契約に係る契約金額</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続</p> <p>七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第7条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日</p> <p>八 随意契約による場合にはその理由</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p>（一般競争又は指名競争に関する記録）</p> <p><u>第14条</u> 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも<u>3年間</u>保管するものとする。</p> <p>一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名</p> <p>二 入札者の申込みに係る価格</p> <p>三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由</p> <p>四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由</p> <p>五 その他必要な事項</p> <p>（随意契約に関する記録）</p>	<p>所在地</p> <p>三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日</p> <p>四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>五 落札金額又は随意契約に係る契約金額</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続</p> <p>七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第7条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日</p> <p>八 随意契約による場合にはその理由</p> <p>九 その他必要な事項</p> <p>（一般競争又は指名競争に関する記録）</p> <p><u>第16条</u> 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも<u>〇年間</u>保管するものとする。</p> <p>一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名</p> <p>二 入札者の申込みに係る価格</p> <p>三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由</p> <p>四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由</p> <p>五 第9条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>（随意契約に関する記録）</p>	<p>第14条：県規則の例による</p>

物品等又は特定役務の調達手続に関する会計規程 (案)	モデル案	備考 (条項は規程案)
<p>第15条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第16条 特定調達契約につき落札者とされなかつた入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理については、山梨県政府調達苦情検討委員会において処理する。</p> <p>2 契約責任者等は、前項の委員会が苦情を処理するに当たり、手続きが円滑に行われるように、必要な協力をしなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程に定めがあるもののほか、特定調達に必要な手続きは、<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程 (平成22年規程第20号) 及び契約事務取扱規程の例による。</u></p>	<p>第17条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも〇年間保管するものとする。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第18条 ○○○○ (機関名) の長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約につき落札者とされなかつた入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たるとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第16条: 県の苦情検討委員会を利用することは、行政経営管理課に確認済み。</p> <p>第17条 手続きのみ引用した</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、日欧協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、日欧協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。</p>	